

# 議 員 協 議 会

令和 2 年 11 月 30 日  
委 員 会 室

- 1 開 会
  
- 2 配布資料の確認
  
- 3 第78回12月定例会の運営等について
  - (1) 議会運営委員会委員長報告
  
  - (2) その他
  
- 4 その他

令和2年11月30日

議員各位

議会運営委員長

令和2年11月20日議会運営委員会の概要について（報告）

去る11月20日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

## 記

### 1 協議事項

#### (1) 第78回12月定例会の運営等について

##### ア 委員会提出議案について

委員会提出議案第6号 激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書

※林総務産業常任委員長からの提案理由の説明の後、質疑、討論、採決まで行う。

##### イ 定例会の日程等について

###### ① 日程

11月30日（月）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第1日）

《本会議終了後、資料請求調整会》

12月1日（火）正午 議案質疑通告締切

4日（金）午前10時00分から 本会議（第2日）

7日（月）午前9時30分から 総務産業常任委員会

8日（火）午前9時30分から 文教民生常任委員会

9日（水）午前9時30分から 予算常任委員会

10日（木） 委員会予備日

11日（金）正午 一般質問通告締切

14日（月）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

17日（木）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第3日）

18日（金）午前10時00分から 本会議（第4日）

21日（月） 予備日

22日（火）午前9時30分から 議会運営委員会

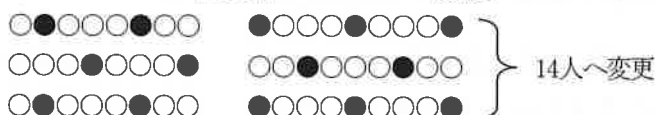
###### ② 会期

11月30日（月）から12月21日（月）までの22日間

ウ コロナ対応について（議会運営）

① 本会議

- ・出席者 → 9月議会同様に、特別職、関係部長（選管事務局長含む。）と議事担当
- ・傍聴者 → 最大9人 ⇒ 最大14人へ変更  
（最高裁判所における傍聴の緩和に倣って）



- ・委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問 → 通常どおり実施
- ・健康管理及び3密対応 → 検温、うがい、手洗い、マスク着用、換気の実施  
（演壇及び質問席での発言時に限りマスクを外すことを可とする。）

② 各委員会

- ・出席者 → 各委員会委員、理事者（特別職、説明員、議事担当）
- ・傍聴者 → 従来通り最大3人（議員傍聴は不可（ライブ中継で確認願う。））
- ・健康管理及び3密対応 → 本会議に同じ。

(2) コロナ禍における行政視察の受入れについて

全国市議会議長会からは各市議会が実施する行政視察を自粛する方針が示され、本市議会においても方針に倣って、現在、行政視察の受け入れは行っていないが、今後、何らかの条件を付して受け入れるべきかどうか。

- 新規感染者の急増やこれからの季節を考えると、来年3月末までは来西での受入れは、すべきでないが、オンラインでの受入れは、相手方と調整の上、可能な範囲で対応すべきである。

(3) 今後取り組むべき課題について

ア 総合計画を議決事件とすることについて

総合計画の「そもそも論」について、外部講師による研修を開催する方向で進める。

イ 公聴会・参考人招致等専門的知見・大学連携について

林議員作成による5月の資料を基に、各会派等で検討願う。

ウ 事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出について

事務局案について、各会派等で確認の上、年内又は年明け早々に決定予定

(4) その他

委員会等での各委員の席への鉛筆と野紙の配布については、今後とりやめる。

議事日程（第78回西脇市議会定例会第1日）

令和2年11月30日

午前10時開会

日程	議案番号	件名	提出者
第1	—	会議録署名議員の指名について	—
第2	—	会期の決定について	—
第3	議案第94号	西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について	市長
	議案第95号	西脇市特定建築行為に係る手続に関する条例の制定について	〃
	議案第96号	西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例の制定について	〃
	議案第97号	西脇市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について	〃
	議案第98号	西脇市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第4	議案第99号	西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第100号	西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第101号	西脇市税外収入徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
第5	議案第102号	西脇市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第103号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第6	議案第104号	西脇市土づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第105号 議案第106号	令和2年度西脇市一般会計補正予算（第8号） 令和2年度西脇市国民健康保険特別会計補正予	〃 〃

第 6	議案第107号	算（第3号） 令和2年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第4号）	市長	
	議案第108号	令和2年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）	〃	
	議案第109号	令和2年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第5号）	〃	
	議案第110号	令和2年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計補正予算（第1号）	〃	
	議案第111号	令和2年度西脇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	
	議案第112号	令和2年度西脇市水道事業会計補正予算（第2号）	〃	
	議案第113号	令和2年度西脇市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃	
	議案第114号	令和2年度西脇市病院事業会計補正予算（第3号）	〃	
	第 7	議案第115号	西脇市公平委員会委員の選任について	〃
	第 8	議案第116号	西脇市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
	第 9	議案第117号	西脇市教育委員会委員の任命について	〃
	第 10	議案第118号	西脇市コミュニティセンター西脇区会館の管理に係る指定管理者の指定について	〃
		議案第119号	西脇市コミュニティセンター日野地区会館の管理に係る指定管理者の指定について	〃
		議案第120号	西脇市コミュニティセンター重春・野村地区会館の管理に係る指定管理者の指定について	〃
議案第121号		西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館の管理に係る指定管理者の指定について	〃	
議案第122号		西脇市土づくりセンターの管理に係る指定管理者の指定について	〃	
	議案第123号	北はりま田園空間博物館総合案内所の管理に係る指定管理者の指定について	〃	

第10	議案第124号	西脇市旧来住家住宅の管理に係る指定管理者の指定について	市長
	議案第125号	北はりま定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について	〃
	議案第126号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について	〃
	議案第127号	工事請負契約（旧染色工場解体工事）の変更について	〃
	議案第128号	財産（新庁舎用備品（その1））の取得について	〃
	議案第129号	財産（新庁舎用備品（その2））の取得について	〃
	議案第130号	財産（新庁舎用備品（その3））の取得について	〃
第11	委員会提出 議案第6号	激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書	総務産業 常任委員長
第12	請願第1号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択と非核平和都市宣言の決議を求める請願	新日本婦人の会 西脇支部
第13	—	総務産業常任委員会の特定所管事務調査の報告について	総務産業 常任委員長

西脇市議会議長 村 井 公 平

委員会提出議案第6号

激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保  
するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の  
規定により提出する。

令和2年11月30日

総務産業常任委員会委員長 林 晴 信

(理 由)

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害への対策や地震等への対応のため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により対策が講じられているところであるが、地域の安全・安心のためには、引き続きの対策が必要であるため。

## 激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書

令和2年7月豪雨では、九州地方など広範な地域において、河川の氾濫や土石流等が多発し、地域の社会経済活動が麻痺するとともに、数多くの人命と財産が失われた。

本市においても、平成30年7月豪雨時に初めて大雨特別警報が発令され、平成16年台風第23号をはるかに上回る降雨となったが、これまでの河川激甚災害対策特別緊急事業などの防災対策の効果が発揮され、大幅に被害が軽減された。しかしながら、河川改修の未整備箇所での浸水被害や内水による浸水被害が発生するなどの課題も見受けられた。

また、加古川中流部では上下流バランスを踏まえ、関係機関連携のもと、河川の緊急対策が実施され、地域の安全・安心の向上が図られつつあるが道半ばである。

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害への対策はもとより、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対応は喫緊の課題であり、地域の安全・安心を確保するため、流域治水対策をはじめ、国道175号東播丹波連絡道路の整備など、防災・減災、国土強靱化に引き続き全力で取り組む必要がある。

よって、国におかれては、激甚化する自然災害に対応するため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

### 記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業など対象事業の拡大も含めた5か年計画を策定するとともに、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

特に、加古川流域の流域治水対策の推進をはじめ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保し、物流生産性の向上と命をつなぐ道路ネットワーク機能の強化のため、国道175号東播丹波連絡道路の事業中及び調査中区間を「重要物流道路」に指定し、西脇北バイパスの早期全線開通及び黒田庄以北の早期事業化を実現すること。

- 2 排水機場や避難に必要な道路橋梁等、社会基盤施設の機能を災害時にも確実に発揮させるためには、継続的な施設の修繕・更新が不可欠であり、老朽化対策に必要な予算を安定的に別枠で確保すること。



- 3 安全・安心のために必要な社会資本整備を着実に推進する予算を十分に確保すること。
- 4 大規模自然災害時における、迅速かつ円滑な災害復旧等のため、T E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）などの体制・機能の拡充・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月30日

西 脇 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）  
国土強靱化担当大臣

} 様

## 地方自治法の規定による出席者名簿（常時出席者）

（地方自治法第121条の規定により説明のため西脇市議会に出席を求める者）

令和2年12月

職 名	氏 名
市 長	片 山 象 三
副 市 長	吉 田 孝 司
教 育 長	笹 倉 邦 好
技 監	黒 坂 公 晶
都 市 経 営 部 長	筒 井 研 策
新庁舎建設担当理事	足 立 英 則
総 務 部 長	藤 原 良 規
福 祉 部 長	細 川 喜 美 博
くらし安心部長	高 田 洋 明
健幸都市推進担当理事	藤 井 善 之
産業活力再生部長	仲 田 仁 久
建 設 水 道 部 長	田 中 浩 敬
西脇病院事務局長	長 井 健
教 育 部 長	森 脇 達 也

# 事 務 報 告

令和2年9月1日（第77回西脇市議会定例会第1日）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

## 記

令和2年

- |       |   |
|-------|---|
| 9月1日  | ・ 議員協議会                                     |
|       | ・ 第77回西脇市議会定例会 第1日                          |
| 7日    | ・ 第77回西脇市議会定例会 第2日                          |
| 8日    | ・ 文教民生常任委員会                                 |
| 9日    | ・ 総務産業常任委員会                                 |
| 10日   | ・ 予算常任委員会                                   |
| 10日   | ・ 決算特別委員会                                   |
| ～14日  |   |
| 15日   | ・ 文教民生常任委員会                                 |
| 17日   | ・ 議会運営委員会                                   |
| 23日   | ・ 播州織振興対策会議に議長出席                            |
| 24日   | ・ 議員協議会                                     |
|       | ・ 第77回西脇市議会定例会 第3日                          |
| 25日   | ・ 第77回西脇市議会定例会 第4日                          |
|       | ・ 北播政経懇話会（三木市）に議長出席                         |
| 29日   | ・ 議会運営委員会                                   |
| 30日   | ・ 第31回J Aみのり黒田庄和牛畜産共進会に正副議長出席               |
| 10月2日 | ・ 総務産業常任委員会                                 |
| 4日    | ・ 第67回西脇市民体育大会総合開会式に議長出席                    |
| 6日    | ・ 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業に関する課題懇談会（野村地区）      |
| 7日    | ・ 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業に関する課題懇談会（比延地区）      |
| 8日    | ・ 兵庫県市町村職員退職手当組合議会決算監査（神戸市中央区）に議長出席         |
|       | ・ 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業に関する課題懇談会（重春地区、芳田地区） |
| 9日    | ・ 文教民生常任委員会                                 |
|       | ・ 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業に                    |

- 関する課題懇談会（津万地区）
- 12日
- ・議員研修会（Zoom）
  - ・課題懇談会（総務産業常任委員会）
- 13日
- ・議員協議会
  - ・課題懇談会（総務産業常任委員会）
- 14日
- ・課題懇談会（総務産業常任委員会）
- 15日
- ・議会運営委員会
  - ・令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業に関する課題懇談会（西脇地区、黒田庄地区）
- 17日
- ・国道175号東播丹波連絡道路早期実現促進大会に正副議長ほか議員多数出席
  - ・令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業に関する課題懇談会（日野地区）
- 24日
- ・兵庫県高等学校駅伝競走大会東播地区予選会に正副議長出席
- 30日
- ・議員協議会
  - ・総務産業常任委員会
- 11月2日
- ・兵庫県市町村職員退職手当組合議会定例会（神戸市中央区）に議長出席
- 5日
- ・国道175号東播丹波連絡道路合同要望会（東京都千代田区）に議長、主幹出席
- 9日
- ・総務産業常任委員会
  - ・東播・淡路市議会議長会事務局長会（三木市）に局長出席
- 10日
- ・議員協議会
  - ・課題懇談会（総務産業常任委員会）
- 12日
- ・全国市議会議長会社会文教委員会正副委員長会議及び第169回委員会（東京都千代田区）に議長、主幹出席
- 13日
- ・文教民生常任委員会
- 19日
- ・播州織総合素材展2021（東京都千代田区）に正副議長、主幹出席
- 20日
- ・議会運営委員会
- 23日
- ・兵庫県立西脇高等学校生活情報科成果発表「播州織ファッションショー」に正副議長出席

令和2年11月30日

西脇市議会

議長 村井 公平 様

総務産業常任委員会

委員長 林 晴信

「西脇市における空き家問題」所管事務調査について

総務産業常任委員会では、令和2年3月定例会で「西脇市における空き家問題」を所管事務調査項目として特定し、以来継続して調査を行ってきました。その調査の概要報告と、課題解決に向けて委員会として市長に対し提言を行います。

1 西脇市の空き家の現状

令和元年10月現在

	H28	H29	H30	R 1	計	空き家等残数
空き家等 追加調査での判明数			161	107		
総数	654	654	815	922		
老朽化が進んだ空き家						
除却等	0	30	29	2	61	54
特定空家候補				34		
除却等		9	7	2	18	16
その他活用等				83	83	
除却等				4	4	
現在の空き家数	922-61-83-4 =					774

- ・上表のとおり、空き家の総数は 774件。特定空家候補（国基準老朽度 100点以上）は、16件である。
- ・うち2名の所有者は音信不通状態にある。
- ・近隣から苦情が来ているが空き家にカウントされていない例もあった（ミス）。
- ・少子高齢化、核家族化が進み、高齢者夫婦二世帯、高齢者独居世帯も多いことから、空き家は年々急増することが予測される。
- ・老朽の判定（更新）は5年ごとに行うのが理想であるが、現実には予算の都合もあり7年、10年になることもあり得る。
- ・西脇市には「特定空家」に指定された件数は現在まで0件である。このことに対する担当課の見解は以下のとおり。  
建築基準法第8条第1項に「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、

構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」と定められています。このため市としては、平成28年10月に空家対策計画を策定してから今まで、空き家の解体等適正管理について、法的な措置を行う前に、所有者に対応して頂くように交渉を重ねて参りましたので、現在のところ、特定空家の認定は行っておりません。

## 2 老朽危険空家付近の住民に対する聞き取り調査

新型コロナ禍もあり、調査進行は遅れたが、7月11日～22日にかけて、総務産業常任委員会委員を2班に分けて、4か所の現地調査及び周辺住民への聞き取り調査を行った。

空き家の状態は、「屋根瓦が崩れかけ、裏庭は荒れ放題で不審者の侵入や火事などの心配も懸念される」「台風や風の強い日には、トタンやプラスチックが飛んでくる」「庭の雑木や雑草が生い茂っており、敷地からはみ出している」「家の中にも木が生えている」など、特定空家に指定されないのが不思議な状態で放置されていた。

周辺住民も「火事が起こらないか心配」「窓を守るために防護を設置した」「庭に瓦の破片が落ちてくるので毎回掃除している」「地震や台風が怖い」など、全員が不安と苦情を口にするとともに、早く何とかしてほしいとの強い要望があった。実際、市の環境課等にも相談に行かれたそうだが、何ら好転の兆しは無いとのことだった。

## 3 空き家バンクの現状

別表1（西脇市空き家バンク データ総括）を参照のこと。

- ・実際に成約した数の平成29年から令和元年までの3年間の合計では、三木市が4件、小野市が9件、加東市が12件、加西市が24件、多可町が48件であり、西脇市は23件である。なお、それぞれの自治体によって集計方法が若干異なり、特に多可町では、48件という数字には空き家バンクだけではなく、不動産業者のみの取引も含まれている。
- ・取扱い業者数は、3月までは5社、4月の募集で新たに2社の申し出があり、現在7社の登録がある。しかし実際に稼働しているのは4社である。
- ・西脇市の空き家バンクは専属制を取っており、例えばAという物件に対し、Aという不動産業者が専属されると他のBやCという業者は手を出しづらい。他市は別の制度を取っているところもある。なお、不動産業者の選定は、行政が行う。
- ・物件を見るためには利用登録が必要である（冷やかし等を避けるため）。
- ・物件の案内は不動産業者の仕事であるが、時と場合により市の担当者が行くこともある。
- ・空き家バンクの利用は、西脇市に縁もゆかりもない人の利用が多い。
- ・空き家バンクからの契約に関し、行政は瑕疵責任を負わない。
- ・空き家バンクを通じた移住者に対するリサーチ等のデータはない。
- ・建築住宅課が調査したデータを基に、次世代創生課がピックアップし、その所有者に登録の勧奨に行くという取組は行っている。

## 4 調査及び討議経過

【経過】

- ・老朽危険空家除去のために、他市で見られるような除去費用に対する補助制度創設の意見はあったが、所有者に対する「利益供与」になるという意見もあり現段階では必要なし。
- ・同じく空き家除去促進のために、他市で見られるような自発的な空き家の除却に対する固定資産税減免制度創設の意見はあったが、現段階では必要なし。
- ・現在、相当な老朽危険空家でも特定空家に指定をしていないが、建築物の状態が特定空家の基準を満たせば、速やかに特定空家指定の手続に入るべきである。
- ・住民からの発議があれば、審議会の審査を経て特定空家指定へと進むスキームの創設は急務である。

## 6 課題解決に向けた市長への政策提言

総務産業常任委員会としては約10か月に及ぶ調査と討議に基づき、以下の項目について市長への政策提言とする。

- (1) 市が覚知している特定空家候補建築物については、審議会を経て速やかに特定空家に指定し、指導助言、勧告、措置命令等の手順を踏み、行政代執行に移ること。また所有者不明については速やかに略式代執行の手続へ移り、住民の不安の払しょくに努めること。
- (2) 住民発議から審議会を経て特定空家指定へと進むスキームの早期確立を図ること。
- (3) 空き家バンクについて、登録物件の掘り起しを進めるとともに、さらに不動産業者が積極的に関わることができる取組を推進すること（別紙資料1参考）。また空き家対策の専任職員の配置を検討するとともに、移住・定住の促進を含め、関係課のさらなる連携を図ること。
- (4) 今後ますます増加が予測される空き家に対し、市民との連携の強化を図り、空き家問題の解決につなげること。
- (5) 空き家問題については、専用パンフレットの作成や市民向けセミナーを開催する等、さらに市民に対して啓発と意識の醸成を図ること（別紙資料2参考）。

- 1月14日の委員会で実質的には所管事務調査としてスタート
- 2月10日の委員会では、担当委員（中川・村岡）から「空き家問題の課題」が提出され、それを基に討議
- 5月8日の委員会では、「空き家対策について」を建築住宅課から、「空き家の利活用について」を次世代創生課からそれぞれヒアリング調査を行う。
- 7月11日～23日にかけては、2班に分かれ、老朽危険空家に対する現地視察及びその周辺住民への聞き取り調査を行う。
- 8月7日の委員会では、7月の現地視察及びその周辺住民への聞き取り調査の情報共有を行う。
- 10月2日の委員会では、事前配布の委員長作成の資料も参考に課題及び課題解決策をブレインストーミング的にホワイトボードミーティング形式で行う。
- 10月30日の委員会では、事前配布の委員長作成資料も参考に市長への提言を意見集約する。
- 11月9日の委員会では、委員長作成の報告書のたたき台を基に討議し、市長への政策提言を含んだ所管事務報告書を議決

#### 5 委員間討議の経緯及び結論

- ・委員会では空き家の状態を段階に応じて「空き家」「老朽空き家」「老朽危険空家」と3区分して考えてみた。「空き家」とは1年以上住んでいない、又は使われていない建築物を指す。それが古くなり人が住むためには修繕が必要な状態を「老朽空き家」とし、さらに周辺に危険な状態にあるものを「老朽危険空家」とした。老朽危険空家は市行政がいう「特定空家候補」とほぼ同義である。
- ・空き家はそれぞれの段階に応じた対策が必要であり、また空き家が老朽空き家に、老朽空き家が老朽危険空家へと悪化のステップアップをしないように考えることが大事である。空き家問題を病気に例えるなら、予防医療と対処医療が大事ということである。
- ・空き家になる前からの市民への啓発、また空き家になれば早期に空き家バンクに登録して利活用を図るといった意識の醸成を図ることをソフト事業として行うことも必要である。
- ・空き家対策を所管する建築住宅課と空き家バンクや移住施策を所管する次世代創生課とのさらなる連携が必要である。
- ・さらには空き家に対する地域住民による支援員というような形で地域を巻き込んだ体制づくりが必要である。
- ・空き家を活用促進するために、兵庫県の空き家の改修費補助制度に市の上乗せ補助制度創設の意見はあったが、現段階では必要なし。
- ・同じく空き家を活用促進するために、他市で見られるような空き家家財道具等処分費補助制度創設の意見はあったが、現段階では必要なし。
- ・老朽危険空家所有者に対する相談、助言通知や指導等の頻度はもっと上げるべきである。



西脇市空き家バンク データ総括

更新日：R2.5.7

問合せ数（単位：件）

年度		H28		H29		H30		R1		R2	
件数（全体）		22		78		66		83		11	
内容	物件登録／利用登録	3	19	44	34	32	34	35	48	4	7
属性	市内	2	10	18	5	11	8	17	10	2	1
	県内市外	1	2	18	15	12	15	11	18	1	6
	県外	0	7	8	14	9	11	7	20	1	0

物件登録状況

物件所在地別申請数

西脇	津万	日野	重春	野村	比延	芳田	黒田庄	計
16	13	10	7	5	4	4	25	84
19.0%	15.5%	11.9%	8.3%	6.0%	4.8%	4.8%	29.8%	100.0%

地区別登録数

延べ件数。抹消、成約済含む

西脇	津万	日野	重春	野村	比延	芳田	黒田庄	計	売買	賃貸
11	8	7	2	4	2	1	14	49	38	11
22.4%	16.3%	14.3%	4.1%	8.2%	4.1%	2.0%	28.6%	100.0%		

成約状況

H29	H30	R1	R2	計	売買・賃貸別	
4	7	12	1	24	15	9

地区別（件）

西脇	津万	日野	重春	野村	比延	芳田	黒田庄	計
5	4	4	1	2	0	0	8	24
20.8%	16.7%	16.7%	4.2%	8.3%	0.0%	0.0%	33.3%	100.0%

成約者の前住所別（人）

市内	県内市外	県外	計
9	9	6	24

利用登録状況

（申請者住所別）（人）

市内	県内市外	県外	計
33	48	32	113
29.2%	42.5%	28.3%	100.0%

利用登録実績（年度別）（人）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	計
人	10	26	26	46	5	113

- ・羽島市は、平成28年7月策定の空家等対策計画の施策の柱の一つに「将来の空家等の増加の抑制」を位置づけ、市民への啓発手段として、高齢者単独世帯や相続予定者などの空家予備軍を含めた空き家所有者等を対象とした『わが家の終活』を計画に明記。平成29年度にセミナーを計2回開催。
- ・セミナーは、NPO岐阜空き家共生ネット等と連携し、市職員や司法書士等が講師となって、住まいの終活の必要性、家族・相続予定者等の選択肢、相続者等が居住する場合の留意点、住宅を処分する場合の留意点、住まいのエンディングノートなどを説明。
- ・併せて「わが家の終活パンフレット」を作成し、市公式ウェブサイトに掲載。

## ■わが家の終活セミナー（説明概要）

**住まいの終活とは**  
 あらかじめ自分が住まいをどうしたいか  
 ・受贈者の意向を事前に確認  
 ・いざというときに処分（換価）

**エンディングノートとは**  
 もしものことがあった時のために家族等に伝えておきたいことをまとめておくノート

**不動産**  
 住んでほしい  
 譲りたい（だれ）  
 売却してもよい（いつ）

**予め用意することが望ましい書類等**  
 ・建物関係の契約書 ・保険契約書  
 ・土地、建物の権利証 ・税金関係書類  
 ・重要事項説明書 ・竣工段階の設計図書  
 ・融資関係書類 など

## ■わが家の終活パンフレット（抜粋）

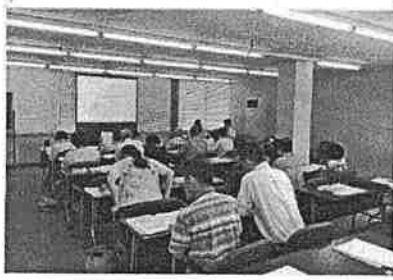


**「空き家」放置していませんか？**  
 空き家とは 空き家対策特別措置法（簡易空家）  
 空き家を放置するとこんな危険が！  
 火災の危険が増える  
 犯罪の被害を受けやすくなる  
 近隣の迷惑になる  
 税金が増える  
 相続のトラブルになる

**もしもの備えをしましょう**  
 成年後見人制度  
 任意後見人  
 法定後見人  
 遺言  
 遺言に定める事項  
 遺言の作成方法

**空き家の相続**  
 相続放棄の重要性  
 相続放棄の要件  
 相続放棄のデメリット  
 相続放棄のメリット

**突然訪ってくる相続問題**  
 相続した人は急げ



【終活セミナーの様子】

- ・南丹市は、空き家バンクの所有者登録と利用登録とのミスマッチ（平成29年3月末現在：所有者登録数26件、利用登録数：143件）の要因として、登録を働きかける主体と所有者との信頼関係、空き家内の家財道具等の存在、思い出が残る空き家を手放せない等の感情面などの課題を確認。
- ・市は空き家を資源として定住促進及び地域振興に活用するために、平成29年度から所有者等にとって信頼のある行政区や地域団体による空き家の掘り起こしや家財道具撤去等の掃除支援、市による写真アルバム等の思い出保存の3事業を柱とした「空き家流動対策事業」に取組む。

## ■南丹市空き家流通促進事業の概要

(実績は平成29年度末現在)

事業項目	事業主体	事業内容	対象経費	実績
①空き家掘り起こし事業	行政区又は地域団体※	・事業主体の働きかけにより、所有者等が空き家バンクへの登録に同意し、空き家バンクに新規登録した場合、その活動に対する報奨金を支給	・新規登録1物件につき3万円支給	15件
		・上記の働きかけにより空き家バンクに登録された空き家が新規に活用された場合、その活動に対する報奨金を支給	・新規活用物件につき2万円支給	9件
②空き家掃除お助け事業	行政区又は地域団体※	・空き家バンクに登録された空き家又は新規活用が見込まれる空き家について、事業主体が所有者等の同意を得たうえで、空き家の家財道具撤去等の作業を行う場合、作業経費の一部を補助	・作業で生じる廃棄物処分費（バケット代）の全額補助 ・上限20万円/件	9件
③空き家思い出事業	市	・空き家バンクに登録した所有者等が当該空き家の思い出を残すための写真アルバムを市が制作し、所有者等に贈呈 ※A4サイズ・両面カラー印刷・6ページで、合計8カットを上限	・写真アルバムの制作及び贈呈に要する経費を市が負担	1件

※地域団体：行政区等により構成され、地域に根ざした活動を行う団体で、地域の実情に精通し、移住者の受け入れや移住後の支援まで丁寧に行える体制を整備している等の団体